**平成２４年（フ）第５２４号**
埼玉県ふじみ野市苗間585番地88、前住所埼玉県川越市大字藤間916番地14
債務者　岩井　孝夫
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２４年（フ）第５２８号**
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折90番地７
債務者　枝松　京一
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２４年（フ）第５２８号**
宮城県宮城郡七ヶ浜町吉田浜字野山１番地の25
債務者　佐藤　智子（旧姓寺澤）
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２４年（フ）第１３４号**
群馬県館林市北成島町513番地の230
債務者　原田　　仁
1　決定年月日時　平成24年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２４年（フ）第７９４号**
埼玉県北本市栄７番地　３―３―308
債務者　三輪アヤ子（旧姓猪瀬）
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第２８０号**
埼玉県深谷市黒田301番地１　県営花園黒田団地２号棟305号
債務者　伊藤　律子
1　決定年月日時　平成24年８月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２４年（フ）第４０３号**
神奈川県厚木市恩名２丁目６番16号　コーポブラウ本厚木102号室
債務者　湯浅　和夫
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第２９４号**
静岡県熱海市上宿町４番34号　熱海ハウス215号、前住所千葉県柏市花野井1325番地28
債務者　一藤木浩恭
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２４年（フ）第２２４号**
愛知県岡崎市細川町字上大針55番地217
債務者　宮島　裕美
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第２７９号**
愛知県西尾市吉良町乙川白浜１番地３
債務者　大竹　千秋
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第７０７号**
京都市伏見区深草善導寺町13番地４　仙光ハイムＢ棟102号
債務者　有光　和夫
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第７４２号**
京都市伏見区納所町99―８、住民票上の住所京都府宇治市木幡内畑34番地の10　ユニ宇治マンション５棟405号
債務者　吉田　裕紀
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第８２３号**
京都府宇治市大久保町平盛30番地の11
債務者　衣川　　淳
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第１９４号**
香川県高松市松島町８番地１　県住１―13
債務者　浦松　好明
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２４年（フ）第２１４号**
香川県高松市多賀町２丁目12番８号　フラワーハイツ第２―302号室
債務者　河野　裕子（旧姓熊之細）
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２４年（フ）第４９号**
福岡県京都郡苅田町大字与原813番地２　ルミエール御所201号
債務者　徳永　晃一
1　決定年月日時　平成24年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成２４年（フ）第５９号**
福岡県田川郡福智町伊方4551番地
債務者　紳士服の川﨑こと　川﨑　新生
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所田川支部